

体罰等の実態把握に係る留意事項

様式１・２共通

- 本調査において「令和６年度」とは、「令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで」の間を指すこと。
- 調査対象職員は、国公立大学附属幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）、私立・株式会社立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）の教育職員（校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）、実習助手及び寄宿舍指導員）であること。
なお、事務職員は、本調査の対象外とする。また、幼稚園も調査対象としているので、注意すること。
- 処分等とは、就業規則等に基づいて行われる懲戒処分（懲戒解雇、降格、出勤停止、減給、戒告その他これらに相当するもの）及び訓告等（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、文書注意、説諭、諭旨などの服務上の措置）をいう。
- 体罰又は不適切な指導等の発生時と処分等が複数年度にまたがっているものについては、処分等が令和６年度になった場合を「１件」として回答すること。

様式１ 体罰の状況

- ア欄には当事者責任として懲戒処分等を行った人数を、イ欄には監督者責任として懲戒処分等を行った人数を記入すること。
- 学校教育法第１１条では校長及び教員が懲戒を加えることができる対象を「児童、生徒及び学生」としているが、幼稚園においては、教育・保育活動中に体罰に準ずる行為により懲戒処分等を受けた者の数を記入すること。
- 体罰が複数回に及ぶ場合あるいは複数の児童生徒等に対する場合であっても、それらについてなされた懲戒処分等が１回の場合には、当該事案を「１件」として回答すること。
- 懲戒処分等が監督者責任のみの場合（令和５年度以前に当事者への懲戒処分等を行ったが、監督者への懲戒処分等については令和６年度に実施した場合など）にあっては、当事者の学校種、年代、性別、学校番号、被害を受けた児童生徒等の人数、体罰時の状況、体罰の態様、被害の状況、事案の把握のきっかけ、事実関係の把握の手法の各欄には入力しないこと。
- 「当事者の学校種等」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の「学校種」、「年代」、「性別」について、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。「学校種」、「年代」は、体

罰を行った当時のものとするが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」、「年代」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>

ア 幼稚園 イ 小学校 ウ 中学校 エ 義務教育学校
オ 高等学校 カ 中等教育学校 キ 特別支援学校

※ 幼稚園型認定こども園の場合は、「ア 幼稚園」を選択すること。

<年代>

ア 20歳代 イ 30歳代 ウ 40歳代 エ 50歳代 オ 60歳代以上

<性別>

ア 男性 イ 女性

- 「学校番号」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の所属校について、例えば「学校調査番号」のように、学校ごとの個別の番号を記載すること。当該番号は任意の数字で構わないが、必ず、同一校は同一の番号とすること。
- 「被害を受けた児童生徒等の人数」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の当該体罰事案によって被害を受けた児童生徒等の人数を学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。
- 通信制（単位制）の学校の場合、1年目は1年生、2年目は2年生、3年目以降は3年生として入力すること。
- 幼稚園・特別支援学校幼稚部の場合、実年齢ではなく進級時の年齢に応じた学年を選択すること。
- 「体罰時の状況」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、体罰を行った「場面」及び「場所」を、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。
- 「保育中」とは、幼稚園、及び特別支援学校幼稚部において行われる教育活動以外に、各園で実施する一時預かり等の保育活動も含む。

<体罰が行われた場面>

ア 授業中・保育中 イ 放課後 ウ 休み時間 エ 部活動
オ 学校行事 カ ホームルーム キ その他

<体罰が行われた場所>

ア 教室・保育室 イ 職員室 ウ 運動場・園庭、体育館・遊戯室
エ 生徒指導室 オ 廊下、階段 カ その他

- 「体罰の態様」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、以下の記号をリストか

ら入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。なお、「その他」とは、有形力の行使により行われたものではないもの（キ及びクを除く）とする。

＜体罰の態様＞

ア	素手で殴る・叩く	イ	棒などで殴る・叩く	ウ	蹴る・踏みつける
エ	投げる・突き飛ばす・転倒させる	オ	つねる・ひっかく等		
カ	物をぶつける・投げつける	キ	教室等に長時間留め置く		
ク	正座など一定の姿勢を長時間保持させる	ケ	その他		

- 「被害の状況」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の体罰について、児童生徒等の被害の状況を以下のリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

＜被害の状況＞

ア	死亡	イ	骨折・捻挫など	ウ	鼓膜損傷	エ	外傷
オ	打撲（頭）	カ	打撲（顔）	キ	打撲（足）	ク	打撲（オ～キ以外）
ケ	鼻血	コ	髪を切られる	サ	その他	シ	傷害なし

- 「体罰事案の把握のきっかけ」欄は、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。（複数回答可）。

＜体罰事案の把握のきっかけ＞

ア	児童生徒等の訴え	イ	保護者の訴え	ウ	教員の申告	エ	第三者の通報
オ	その他						

- 「事実関係の把握の手法」欄は、体罰事案の把握のために事情を聴取した者について、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。（複数回答可）。

＜事実関係の把握の手法＞

ア	当事者教員	イ	その他教員	ウ	被害児童生徒等
エ	その他児童生徒等	オ	保護者	カ	その他（第三者）

※保護者については、ウ、エの保護者両方を含む。

※体罰事案の把握に当たっては、もれなく「ア 当事者教員」から事情を聴取していると

考えられるが、これに該当しない場合はその状況を照会する予定であること。

様式2 不適切な指導等の状況

- ア欄には当事者責任として懲戒処分等を行った人数を、イ欄には監督者責任として懲戒処分等を行った人数を記入すること。
- 児童生徒等への不適切な指導等（例：暴言・罵倒、生徒と飲酒等）により不適切な指導として懲戒処分等を受けた者の数を記入すること。
- 指導が複数回に及ぶ場合あるいは複数の児童生徒等に対する場合であっても、それらについてなされた懲戒処分等が1回の場合には、当該事案を「1件」として回答すること。
- 懲戒処分等が監督者責任のみの場合（令和5年度以前に当事者への懲戒処分等を行ったが、監督者への懲戒処分等については令和6年度に実施した場合など）にあつては、当事者の学校種、年代、性別、学校番号、不適切な指導等を受けた児童生徒等の人数、指導等時の状況、不適切な指導等の態様、事案の把握のきっかけ、事実関係の把握の手法の各欄には入力しないこと。
- 「当事者の学校種等」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の「学校種」、「年代」、「性別」について、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。「学校種」、「年代」は、指導等を行った当時のものとするが、不適切な指導等を複数回行っており、それぞれ「学校種」、「年代」が異なる場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。

<学校種>

ア 幼稚園 イ 小学校 ウ 中学校 エ 義務教育学校
オ 高等学校 カ 中等教育学校 キ 特別支援学校

※ 幼稚園型認定こども園の場合は、「ア 幼稚園」を選択すること。

<年代>

ア 20歳代 イ 30歳代 ウ 40歳代 エ 50歳代 オ 60歳代以上

<性別>

ア 男性 イ 女性

- 「学校番号」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の所属校について、例えば「学校調査番号」のように、学校ごとの個別の番号を記載すること。当該番号は任意の数字で構わないが、必ず、同一校は同一の番号とすること。
- 「不適切な指導等を受けた児童生徒等の人数」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者の当該不適切な指導等を受けた児童生徒等の人数を学校種及び学年ごとに記入すること。また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。
- 通信制（単位制）の学校の場合、1年目は1年生、2年目は2年生、3年目以降は3年生として入力すること。

- 幼稚園・特別支援学校幼稚部の場合、実年齢ではなく進級時の年齢に応じた学年を選択すること。
- 「不適切な指導等時の状況」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、不適切な指導等を行った「場面」及び「場所」を、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。
- 「保育中」とは、幼稚園及び特別支援学校幼稚部において行われる教育活動以外に、各園で実施する一時預かり等の保育活動も含む。

<指導等が行われた場面>

ア 授業中・保育中 イ 放課後 ウ 休み時間 エ 部活動
 オ 学校行事 カ ホームルーム キ その他

<指導等が行われた場所>

ア 教室・保育室 イ 職員室 ウ 運動場・園庭、体育館・遊戯室
 エ 生徒指導室 オ 廊下、階段 カ その他

- 「不適切な指導等の態様」欄は、当事者責任として懲戒処分等を受けた者について、以下の記号をリストから入力すること。なお、不適切指導を受けた児童生徒等が複数であって、それぞれの不適切な指導等の態様が異なる場合や1人の児童生徒に複数の行為を行っている場合は、そのうち主なものを一つ選んでリストから入力すること。なお、回答にあたっては、生徒指導提要「3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導」中「不適切な指導と考えられ得る例」を参考にすること。
- 「キ その他」を選択した場合は、様式2-2（別紙）に、整理番号を合わせて1事案ごとに、不適切な指導等に至った経緯、不適切な指導等の内容、期間や頻度等について具体的に記載すること。

<不適切な指導等の態様>

ア 威圧的・感情的な言動での指導 イ 事実確認が不十分なまま思い込みでの指導
 ウ 組織的な対応を全く考慮しない エ 児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうよう
 独断での指導 な指導
 オ 児童生徒が著しく不安感、圧迫 カ 他の児童生徒に連帯責任を負わせる等の本人
 を感じる場所での指導 に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導
 キ その他

- 「事案の把握のきっかけ」欄は、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。（複数回答可）。

＜事案の把握のきっかけ＞

ア 児童生徒等の訴え イ 保護者の訴え ウ 教員の申告 エ 第三者の通報
オ その他

- 「事実関係の把握の手法」欄は、不適切な指導等の事案把握のために事情を聴取した者について、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。（複数回答可）。

＜事実関係の把握の手法＞

ア 当事者教員 イ その他教員 ウ 不適切な指導を受けた児童生徒等
エ その他児童生徒等 オ 保護者 カ その他（第三者）

※保護者については、ウ、エの保護者両方を含む。